

佐賀県産ブランド柑橘「にじゅうまる」の情報発信兼動画制作業務委託仕様書

1 目的

「にじゅうまる」は、本県の中晩柑の顔として大いに期待されている佐賀県生まれのブランド柑橘である。

「にじゅうまる」は、デビューからの5年間で極めて高い評価を得ている一方、生産量がまだまだ少ないため、消費者の認知度の低さが課題となっている。このため、本プロモーションを通じて、「にじゅうまる」の認知度を高めるとともに、ブランド力を向上させることを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 予算額

3,500 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 「にじゅうまる」について

（1）特徴

- ・豊かな甘みとほどよい酸味で、全国ブランドと同等以上の良食味を有する。
- ・プチとした食感と、一気にあふれるジューシーな果汁。
- ・果実重 250 g～350 g 程度（横径 85 mm～95 mm程度）

（2）出荷・販売

- ・佐賀県の開発した中晩生柑橘「佐賀果試 35 号」の中から糖度等の一定の基準を満たしものを「にじゅうまる」として出荷する。
- ・販売時期は、3月上旬～下旬。
- ・令和8年産の出荷量は、「にじゅうまる」259.5t 程度を予定。
- ・関東、関西、佐賀県、福岡県等の市場に出荷予定。
- ・首都圏の百貨店等では、一般的な中晩生柑橘の約2倍の価格の1玉 1,000 円程度で販売。

5 委託業務の内容

① ラジオでの「にじゅうまる」の情報発信

- ・情報発信の期間：令和7年2月下旬～3月上旬
- ・ラジオ局：在京キー局
- ・配信エリア等：首都圏及び地方のローカル局での地上波配信（Radiko、ポッドキャスト等のインターネットでの配信も妨げない）

- ・ラジオ番組は、オリジナルの特別番組を除く。
- ・「にじゅうまる」のブランドイメージの向上に繋がるラジオ番組であること。
- ・ラジオ番組に佐賀県知事等が出演し、「にじゅうまる」のトップセールスを実施する。
なお、知事の出演が期待できるラジオ番組については、複数候補をあげることにする。
- ・トップセールスは、パーソナリティとの掛け合いで伝える形式とする。

② ネット広告等を想定した PR 動画の制作

- ・ネット広告等での使用を想定した 15 秒の「にじゅうまる」PR 動画を 1 本以上制作すること
- ・担当者は、過去に同様の動画制作を行った実績を 1 件以上有すること
- ・「にじゅうまる」のブランドイメージの向上に繋がる動画であること
- ・果実を主演として、ジューシーさやフレッシュ感・高級感が伝わる動画であること
なお、「にじゅうまる」の果実については、1 月上旬頃に流通・貿易課より提供する
- ・「にじゅうまる」のシズル感が伝わる動画であること
- ・納品は、2 月 20 日までとすること

※上記業務①、②に対するおおよその予算配分は 3 : 2 程度とする

6 成果目標

ラジオでの情報発信 1 回以上
PR 動画の制作 1 本以上

7 その他

- (1) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとし、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければ

ならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の各種法令及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

- （５）本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、佐賀県流通・貿易課と受託者が協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、佐賀県流通・貿易課と受託者が協議の上、変更することができるものとする。